

奈良県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 多武峰見瀬線
- 三 道路の区域

1 5 5				路線 番号
高市郡明日香村 大字尾曾一五〇 番三先から 高市郡明日香村 大字細川六六六 番一先まで				区 間
後		前		区域変更 の前後別
B		B	A	
四一・〇 七・七		四一・〇 七・七	一五・〇 三・〇	敷地の幅員 メートル
一四三四・九		一四三四・九	一五四八・四	延長 メートル
				備考